



ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN

WEEKLY BULLETIN

創 立 1969. 5. 30 会 長 永 井 正 美
幹 事 西 澤 吉 樹 会 報 委 員 長 村 上 武 史

RI 2660地区
大阪城南ロータリークラブ

NO. 2184

2014-5-30

事務所 〒542-0012 大阪市中央区
谷町9丁目1番22号NK谷町ビル407号
TEL(06)6796-9898 FAX(06)6796-9899
http://www.osaka-johnan-rc.org/
E-mail:johnan25@crocus.ocn.ne.jp
例会場 シェラトン都ホテル大阪 上本町6-1-55
TEL (06)6773-1111
例会日 金曜日 12:30

ENGAGE ROTARY CHANGE LIVES

ロータリーを实践し みんなに豊かな人生を

2013-2014年度国際ロータリー会長 ロン D. パートン

本日の例会) 5月30日(第5例会)

- 記念撮影 15:10 ~ 15:30
- 例会時間変更 15:45 ~ 15:55
- 記念式典及び祝賀会 16:00 ~ 20:00

次週のお知らせ) 6月6日(第1例会)

- 表彰・ホームクラブ連続皆出席
- お祝・誕生日 結婚記念日 入会記念日
会社創立記念日
- 卓話 「親睦活動について」
尾崎 巖親睦・出席委員長
- 理事会(新旧合同) 11:00 ~ 11:30
シェラトン都ホテル大阪 3階 春日の間
- 次年度理事会 理事会に引続き ~ 12:10
シェラトン都ホテル大阪 3階 春日の間
- クラブ協議会 13:40 ~ 15:00
シェラトン都ホテル大阪 3階 春日の間
- 食膳〈日本料理 松花堂弁当〉

次々週のお知らせ) 6月13日(第2例会)

- 卓話 「クラブ例会を楽しもう」
山口 寛会員

先週の記事) 5月23日(第4例会)

- 出席報告
出席会員 44名 (内免除会員 12名)
会員総数 52名 (同上 19名)
ゲスト 0名
ビジター 5名
計 49名
ホームクラブ出席率 91.67%

5月9日(第2例会) 補正出席率 95.83% (MU 3名)

◆ 会長の時間 ◆

いよいよ来週30日(金)は今年度最大行事であります45周年記念式典・祝賀会であります。各担当役員の会員の皆さんのお陰で準備も最終のところまで来ております。あとは一人でも多くの会員ご家族の参加をお願い致したく存じます。海外、香港島東RC・台湾豊原北區RCからも総勢30名もの参加がございます。どうぞよろしくお願い致します。

合 掌

◆ 幹事報告 ◆

- 後ほど、山下規定・情報委員長より説明がありますが、規定変更に関する臨時総会を6月20日の例会後行いますので、会員各位ご承知置きの程お願い致します。
- 45周年記念式典が5月30日に開催されます。本日例会後「ユー」にて最終打ち合わせを行いますので各委員は参加の程お願い致します。なお式典当日の服装は一般会員は平服で結構ですが、40周年で作成したネクタイを着用して頂くようお願い致します。当日は写真撮影もあり、3時集合厳守でお願いします。

◆ 委員会報告 ◆

① 社会奉仕委員会

委員長 岡部倫正

本日、ポストさせて頂いたホイッスルライトは交通安全の啓発品として東成署へ寄贈したものを皆様へ配布させて頂いております。

車のキーにつけたり、お子様やお孫様へお渡し頂き、万が一の時に役立ていただければと思います。

① 規定・情報委員会

委員長 山下健三

6月20日に大阪城南ロータリークラブ細則改正に関する臨時総会を開催しますのでご審議、承認

会員増強にご協力を!!

〈4つのテスト〉言行はこれに照らしてから

真実かどうか

みんなに公平か

好意と友情を深めるか

みんなのためになるかどうか

の程よろしく申し上げます。

なお、細則改正案は本日皆様のポストに配付させて頂いておりますので、何かありましたら総会迄にお申し出ください。

卓話

5月23日 <第4例会>

「日本の民事司法」

中本和洋会員



2001年に今次の司法改革が始まって、すでに10年余が経過した。刑事司法は、裁判員制度が導入され、捜査や公判審理等、刑事裁判手続は大きく変わってきている。一方、民事司法については、行政事件訴訟法の改正、民事訴訟法の一部改正および家事事件手続法の制定等が行われたが、抜本的改革には程遠く、改革としては取り残されている状況にある。

我が国では、毎年、消費者被害、交通事故、離婚、労働紛争等多くの民事紛争が発生しているにもかかわらず、諸外国と比較して民事裁判の件数が人口比で3分の1から8分の1と極めて少ないのが現状である。このことからわかるように、いまだ我が国の民事司法は利用者から遠い存在であるといえる。我々は、利用者の立場に立って、我が国の民事司法制度をより使い勝手の良いものにしていかなければならない。

我が国では、毎年、消費者被害、交通事故、離婚、労働紛争等多くの民事紛争が発生しているにもかかわらず、諸外国と比較して民事裁判の件数が人口比で3分の1から8分の1と極めて少ないのが現状である。このことからわかるように、いまだ我が国の民事司法は利用者から遠い存在であるといえる。我々は、利用者の立場に立って、我が国の民事司法制度をより使い勝手の良いものにしていかなければならない。

1. 民事裁判手続を利用しやすくするために

第1に、市民等に対する情報提供の充実が必要であり、具体的には「法教育」や「裁判所や弁護士情報」の充実が挙げられる。

第2に、訴訟費用等の改革・改善等を内容とする司法アクセスの拡充が必要であり、具体的には、提訴手数料の低・定額化、民事法律扶助制度の拡充および弁護士費用保険の拡充等が挙げられる。

第3に、証拠収集の拡充、損害賠償および執行制度の改革を内容とする十分な権利救済制度の実現が急務である。

2. 家事事件手続を利用しやすくするために

年間80万件と急増する家事事件に対し、家庭裁判所の人的・物的施設の充実が求められる。また、家事事件の弁護士関与率が4割にも満たない現状

に対して、法律扶助の拡充や弁護士費用保険の対象を家事事件に拡大する等の取り組みが必要である。

3. 行政事件手続を利用しやすくするために

行政相談件数および不服申立件数は年間20万件余にもものぼるにもかかわらず、行政事件訴訟の提訴件数は、年間2,000件余にすぎない。これは、却下率が2割近く、勝訴率が約1割という行政裁判の実情によるものである。権利救済が適正に図られるように、訴訟要件の緩和、行政裁量の制限等、行政事件訴訟法の改革が必要である。

4. あらゆる地域で全ての人が平等な司法サービスを受けられるように

このためには、裁判官の増員と裁判所支部の充実を始めとする裁判所の人的・物的基盤の整備が必要不可欠であり、国家予算のわずか0.3%にすぎない司法予算を増額することが必要である。

5. 法のグローバル化に対応するために

我が国は国際的に見ても利用しやすく頼りがいのある民事司法制度を構築する必要がある。



にこにこ箱

5月23日 (第4例会)

• 久しぶりの卓話を聞いて頂いて。

中本会員

• 宇津井さん、助けて頂いて有難うございます。

村上(武)会員

• 早退お詫び 2件

• 他 お祝い 1件

(編集担当 濱田・村上(武))

会員増強にご協力を!!